

環境課

☎973-5594

家庭用生ごみ処理機  
購入助成金について

家庭から出る生ごみの量を減らし、自己処理を促すため「生ごみ処理機(電気式)」の助成を行っており、購入前に環境課で手続きを行ってください。

【助成金額】

処理機1基当たりの購入額の2分の1(最大3万円)※世帯につき1基まで

【対象】

うるま市に住所を有し、1年以上居住して市税等で滞納のない方

※以前助成金の交付を受けて5年を経過していない方は申請できません

【定員】20名

【申込期限】定員に達し次第終了

(終了後はキャンセル待ちになります)

【申請時に必要なもの】

- ① 住民票謄本
- ② 完納証明書(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)
- ③ 助成金交付申請書(窓口にて)
- ④ 印鑑(認め印可)

【申込先/問】

環境課 ☎973-5594

資産管理課

☎973-5373

石川庁舎跡利用事業者募集

石川庁舎の跡利用について、市及び地域の活性化に資するような活用を図るため、跡利用事業者を募集します。

【要項配付】12月1日(金)より資産管理課にて配布開始します。または、

市ホームページの資産管理課のページより要項および申請様式をダウンロードしてください。

【募集期間】

平成30年1月5日(金)～1月26日(金)

※当日消印有効

【応募方法】募集要項をご確認の上、

資産管理課まで提出してください。

※詳細はホームページをご覧ください。

【問】資産管理課 資産運用係

〒904-2292

うるま市みどり町1丁目1番1号

☎973-5373



資産税課

☎973-5394

償却資産(固定資産)の申告について

固定資産税については、土地、家屋及び償却資産が課税の対象となります。償却資産とは、土地、家屋以外の事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等の資産をいいます。

会社や個人で工場や商店などを営んでいる方で、その事業のために

用いることができる償却資産をうるま市内に所有している方、並びに、市内の事業所にリースされている方は、毎年1月1日現在の状況を申告することが義務付けられています。

申告用紙については12月中に送付していますが、届いていない場合や新規に事業を始めた場合は、ご連絡をお願いいたします。後日郵送いたします。

※市ホームページからのダウンロードも可能です。

※市では平成24年9月から、地方税ポータルシステム(eLTAx・エルタックス)を通じてインターネットを利用した電子申告を受け付けています。ご利用に関しては、eLTAx ホームページをご覧ください。

【受付期間】

平成30年1月4日(木)～31日(水)

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分

(正午～午後1時の間は除く)

【受付場所】

資産税課 ☎973-5394

尚、最終日は大変な混雑が予想されますので、早めの申告をお願いします。

【受付時間】午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】

事業者向け

固定資産税課税免除申請に関する説明会を行います

沖縄県とともに開催する特区制度活用の説明会において、本市の固定資産税課税免除申請に関する説明を行います。

【説明会名】「特区制度の活用による税制優遇の受け方について」

【主催】沖縄県企業立地推進課、うるま市企業立地雇用推進課

【日時】12月12日(火) 午後1時30分～3時30分

【場所】沖縄IT津梁パーク 中核機能支援施設(字州崎14-17)

【対象制度】①国際物流特区制度 ②産業イノベーション制度 ③情報通信産業振興地域制度

【申込方法】お電話またはメールにてお申込みください。メールアドレス:kigyuu-ka@city.uruma.lg.jp

【申込期限】12月8日(金)午後5時まで

【お問い合わせ】企業立地雇用推進課 ☎923-7611

